

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
2018年度第4回常任委員会 議事録

- 1 日時：2018年7月19日(木) 16:00～21:00
- 2 場所：東京都千代田区麹町3-6-5 麹町GN安田ビル4階 JPF事務局会議室
- 3 出席者の確認
常任委員総数7名のうち、常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット(共同代表理事)：小美野 剛

NGOユニット：橋本 笙子

外務省：民間援助連携室：佐藤 靖

共同代表理事(経済界)：永井 秀哉

学識経験者：石井 正子

学識経験者：堀場 明子

事務局長：飯田 修久

オブザーバー

外務省：民間援助連携室 小松崎 佳次

AAR：穂積 武寛

議長は、常任委員会規約の第3条3項により事務局長が務める旨を確認した。

第一部

4 審議事項

- (1) 第一号議案：第2回・第3回常任委員会議事録の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
一部箇所を修正のうえ、第5回常任委員会で再度報告することとなった。
- (2) 第二号議案：特定非営利活動法人JENのガイドライン違反に対する措置の承認
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
継続審議。承認。
JEN木山氏を招致し、同氏より概要、再発防止策の説明があった。事務局からの報告踏まえ検討した結果、返還金全額請求処理を承認した。
- (3) 第三号議案：ADRAシリア国内事業終了報告書の承認
ADRA Japan 橋本氏より概要の説明、再発防止策を説明があった。
審議の結果、全会一致で以下の通りとした。
継続審議(郵送審議とする)。
- (4) 第四号議案：東日本大震災検証事業の進捗報告及び国内災害対応方針の見直しについて

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

これに伴い、ガイドラインも変更する。

コーディネータ育成に関して、「資格制度」をJPFで設けてはとの意見あり。

(5) 第五号議案：西日本豪雨被災者支援2018対応方針について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

また、小美野共同代表より国内事業の一般管理費を、5%から10%に引き上げるることについての提起あり。議案として取り上げることを衆議に諮ったところ、賛成多数で可決され、本議案については7月20日より施行とすることとし、理事会に報告することとなった。

(6) 国内事業（共に生きるファンド）要配慮案件の対応状況について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

(7) 2018年度政府資金当初予算について

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

(8) HUMA 倉敷市真備町被災者医療支援事業に対する助成カテゴリー上限解除

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

承認。

第五号議案にて承認された、国内事業の一般管理費を10%で取扱い対応する。

5 報告事項

報告事項は、すべて第5回常任委員会にて報告することとした。

但し、第5回常任委員会前に報告が必要な事項については、メールにて報告することとした。

(1) 財務状況の報告

(2) 諸規程の制定の件の進捗報告

(3) 事務局のレイアウト変更について

(4) 助成カテゴリー更新作業の開始について

(5) JCCP「中央エクアトリア州ジュバ市国内避難民キャンプと周辺コミュニティにおける共同作業を通じた民族融和と平和的共存の促進」

【第2期】（2017年8月8日～2018年1月31日）の終了報告書遅延について【第3期】事業計画変更申請について

(6) BCP作成状況報告

第二部

6 審議事項

(1) 第一号議案：イラク・シリア人道危機対応プログラムにかかる事業計画の承認：2事業

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 〈NICCO〉：ヨルダン・ザルカ県におけるシリア難民及びヨルダン人を対象とした生活困窮緩和支援事業

再提出。

以下の理由により再提出とする。

- ・ 脆弱性の判断方法と裨益者の選定基準が不明確である。WFP と UNHCR のリストを使ったうえで選ぶ裨益者が最も脆弱性が高いという根拠を明確にすることを含み、構造的な説明が求められる。
- ・ 申請団体はこれまで 10 年以上に亘りザルカ県を拠点として心理社会的ケアや食料等の配布活動を続けてきており、今回なぜまたザルカ県を対象として配布事業を行うのか、理由付けが不明瞭である。ザルカ県における難民を取り巻く状況や特有のニーズ等を踏まえた上で本事業をザルカ県で実施する必要性と意義を明記していただきたい。
- ・ E voucher/e card を使用することの有効性について説明が不十分であるため、追記が求められる。店の選定基準、また対象品目の制限などについても再検討し、明確化すること。

② 〈PWJ〉：イラク共和国北部における帰還民・帰還地域住民・国内避難民への緊急人道支援条件付承認。

- ・ 実施体制に関し、行政手続き上問題がない実施体制であることが担保されていることを前提するため、現地行政との手続き上問題ないかということを確認した上での事業の承認とする。
- ・ 申請書内に現地のニーズ分析を追加記載すること。

コメント：

- ・ 「再定住支援事業」という事業名が実際の活動内容と合致していないことから、活動に合った事業名とすること。また、ログフレームの指標を見直し、適切な内容に修正すること（2.5, 3.1含む）
- ・ JENのロゴを使用しないよう申し入れ
- ・ JEN 〈IRAQ〉 Project Supported by JPF/PWJ に変更するよう申し入れ

(2) 第二号議案：アフガニスタン人道危機対応プログラムにかかる事業計画の承認：2事業審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

① 〈ADRA〉カブール市および周辺における帰還民・国内避難民の緊急食糧支援審議保留。

② 〈CWS〉バーミヤンにおける干ばつ対応のための緊急支援事業
メール審議中の案件に関し、この場で審議を行った。

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

条件付承認。

但し、下記の点について引き続き事業内容の調整を実施すること。

- ・ 本事業はキャッシュ配布であるものの、用途を100%限定することではなく、「80%以上が食糧購入に使われることを目安としている」とありますが、「80%以上を目安」とするのではなく、「80%以上は食糧購入とする」ことを検討頂きたい。その他の20%に関して、各世帯の（干ばつの影響による）脆弱性・ニーズに基づくものとし、全世帯のモニタリングが実施可能とすること。
- ・ キャッシュの用途記載方法の見直し。「主に食糧、その他医薬品等（各世帯のニーズによる）」等。
- ・ 実施体制・関節費用の見直し等

7 書面による報告

(1) NGOユニットおよび事務局より、書面をもって以下を報告した。

- ① NGOユニットからの報告
- ② 事業計画変更の報告
- ③ JPF事務局審議結果の報告
- ④ 固定資産処理の報告
- ⑤ 終了報告書審議結果の報告
- ⑥ コアチームの報告
- ⑦ 32次「共に生きる」ファンド常任委員会議事録

(2) 次回の開催日時と会場について

会場をJPF事務局とし、以下の日程で常任委員会を開催することを確認した。

2018年度第 5回常任委員会：2018年8月24日（金）15時より 麴町GN安田ビル4F

2018年度第 6回常任委員会：2018年9月20日（木）16時より 麴町GN安田ビル4F

以上